

生

人はみな  
生かされて  
生きてゆく

川越地区保護司会だより



第6号

平成29年7月1日

編集・発行  
川越地区保護司会

事務局  
川越市役所  
福祉推進課内



### わが市の社明運動について

坂戸市長 石川 清

保護司の皆様には、常日頃から更生保護活動を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりにご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

坂戸市では、7月の強化月間に保護司と市内各種団体が協力し若葉・坂戸・北坂戸の3駅周辺において啓発リーフレットの配布等を行う「非行防止及び社会を明るくする運動街頭キャンペーン」を実施する他、保護司の皆様が市内中学校を訪問し、先生や生徒と対話するなど様々な啓発活動

動を行っています。

保護司の皆様には、犯罪や非行から立ち直ろうとする子どもたちを支えていただくと共に、非行を生まない地域づくりにご尽力いただいております。坂戸市におきましても、子どもは社会の宝であるという考えから、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援教室を実施するとともに、市独自に小学4・5年生を対象に学習のびのび教室を開催しております。是非、力を合わせて、将来のある子どもへの健全育成に努めて



### 鶴ヶ島市の社会を明るくする運動について

鶴ヶ島市長 藤縄 善朗

更生保護は、犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ、立ち直りを支えるとともに、犯罪・非行の予防を図る活動です。地域の中でこの活動の役割を担っているのが保護司の皆様です。日頃の皆様方の崇高な活動に対し、心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、本年度67回目を迎えます。

鶴ヶ島市では、毎年7月を「社会を明るくする運動」の強調月間と位置づけて、5つの市立中学校と県立鶴ヶ島清風高等学校を保護司の皆様に分担して訪問していただき、啓発物品を全校生徒に配布するなどして、運動の啓発に努めています。

保護司の皆様方におかれましては、今後とも、地域の安全で安心して暮らせるまちづくり推進のため、一層のお力添えを賜り

まいりたいと思っておりますので、今後も一層のお力添えを賜りますとともに、川越地区保護司会の発展と会員皆様のご活躍を祈念申し上げます。



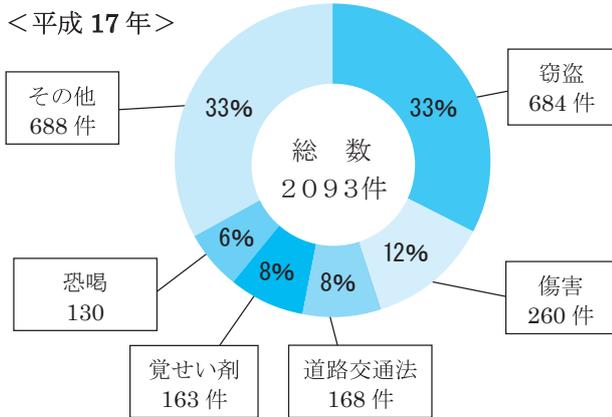
川越地区保護司会喜連川少年院視察研修(平成28年10月28日)

たくお願い申し上げますとともに、今後の皆様方のご活躍とご健勝とご活躍とを祈念申し上げます、挨拶といたします。

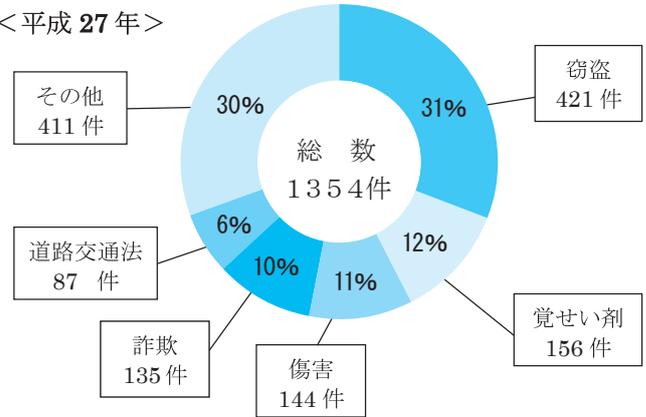
## 数字で見る埼玉県内の犯罪及び保護観察等の状況

1. さいたま保護観察所内の非行名・罪名新受件数(『さいたまの更生保護』平成18年版・平成28年版より)  
17年に比べ、総数は減少傾向で「覚せい剤」と「詐欺」が増加しており、近年青少年も巻き込まれ社会問題化している。

<平成17年>



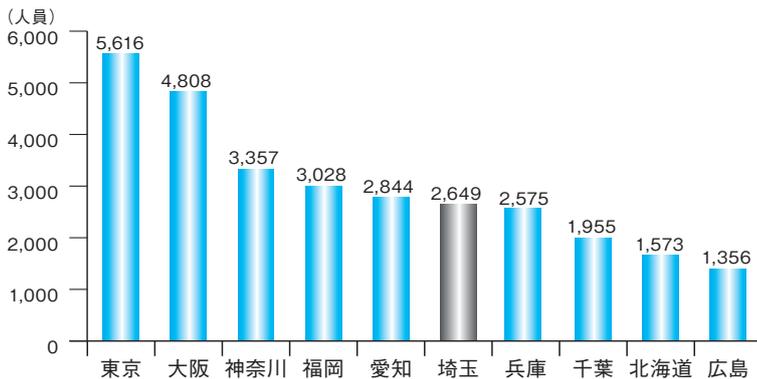
<平成27年>



2. 埼玉県の少年非行情勢について(『平成28年版少年非行白書』より)

検挙・補導人員は全国で48,680人で、埼玉県2,649人と昨年に比して7位から6位となりました。内訳を見ると男女比率は、男子2,371人(89.5%)で、女子278人(10.5%)。罪種別では全て減少傾向ですが、窃盗犯が1位で(1,495人:56.4%)となっています。

都道府県別検挙・補導人員(平成27年)



年度別・居住地別検挙状況  
(刑法犯少年の人口比)

|       | 23年  | 24年  | 25年  | 26年 | 27年 |
|-------|------|------|------|-----|-----|
| 川越市   | 12.2 | 10.9 | 8.3  | 6.8 | 6.2 |
| 坂戸市   | 14.3 | 11.2 | 7.1  | 9.4 | 6.4 |
| 鶴ヶ島市  | 14.5 | 12.2 | 9.2  | 8.0 | 7.2 |
| 富士見市  | 11.4 | 12.0 | 11.8 | 9.8 | 4.9 |
| ふじみ野市 | 14.8 | 13.2 | 10.6 | 6.4 | 4.7 |
| 全国    | 10.7 | 9.1  | 7.8  | 6.8 | 5.5 |

\*人口比とは14歳から19歳の人口千人当たりの検挙人員をいう。

3. 地域別保護観察等の取り扱い状況(平成28年12月)

| 地域   | 項目 | 人口(千人) | 保護司数(人) | 保護観察(件) | 生活環境調整(件) | 合計    |           |
|------|----|--------|---------|---------|-----------|-------|-----------|
|      |    |        |         |         |           | 件数    | 一人当たり担当件数 |
| 川越   |    | 352    | 49      | 52      | 66        | 118   | 2.4       |
| 坂戸   |    | 102    | 19      | 23      | 15        | 38    | 2.0       |
| 鶴ヶ島  |    | 70     | 14      | 26      | 21        | 47    | 3.4       |
| 富士見  |    | 109    | 22      | 29      | 28        | 57    | 2.6       |
| ふじみ野 |    | 112    | 20      | 28      | 21        | 49    | 2.5       |
| 川越地区 |    | 745    | 124     | 158     | 151       | 309   | 2.5       |
| 埼玉県  |    | 7,292  | 1,553   | 1,639   | 2,158     | 3,797 | 2.4       |

\*保護観察とは、罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が1か月に2回以上接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。

\*生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後に社会復帰が円滑に果たせるように、帰住先の調査や家族・引受人、就職先などと話し合い、受け入れ態勢を整えてやることです。



# 保護司とその役割

～親戚の太郎(中3)が遊びに来た。～

## 保護司って？

**Q** おじさん、この間、駅でタスキを掛け突っ立っていたけど、何してたの。なんかピラなんか配っちゃってさあ。

**A** ああ、あれ？、あれは、「社会を明るくする運動」といって“犯罪や非行のない安全で安心な世の中づくり”のキャンペーンで保護司の大事な仕事なんだ。

**Q** そう言えば、この間、次郎の学校に保護司という人が来て「薬物」がどうのとかいう話をしていったと言っていたけど、何、その保護司というの？

**A** う～ん。あまり知られていないんだな～。こう見えても法務大臣から委嘱を受けたレッキとした非常勤の国家公務員なんだぜ。ただし、無報酬のボランティアだけだ。一応、これでも地域で活動できるかどうか保護観察所の選考会で認定を受けてるんだ。

## 保護司の仕事

**Q** へえ～、それってどんなことをしてるの。

**A** 一言で言えば、国の保護観察官に協力して、非行や、犯罪をした人が再び過ちをしないよう、そして社会で自立していけるようサポートすることだな。だけど最近は、犯罪を予防し、安全・安心な街づくりに関わることも重要な仕事になっているんだ。こう見えても結構、忙しいんだぜ。

## 支援の必要性

**Q** 悪いことをしたのなら、責任を取らせ、厳しく罰すればいいじゃん。

**A** 確かに刑に服させ懲らしめるということもある。しかし、その人たちはいずれ地域社会に戻って来る。いたずらに彼らを排斥するので

なく、社会の中で立ち直りを促し、受け入れていくことが、結局は安全・安心な地域社会を実現していくことになるんだ。

## その方法は

**Q** だけど、人を立ち直させるなんて、そんなこと出来るの。どんな手を使うの？

**A** いや、保護司といっても特別な能力や権限があるわけではない。実際はなかなか難しい。出来ることは、ただ誠意と熱意を持って彼らと対応することだけだ。しかし、信頼され、うまく立ち直ってくれた時は、やりがいを感じるよ。対応としては、

- ①「面接」 月2回程度、本人と会って、「反省」や「自立」に向けての思いを聞き、「気付き」を促し、相談に乗ったりアドバイスすること、もちろん厳しく注意をすることももあるよ。
- ②「生活支援」 住まいや仕事などが得られるよう手助けすること。これには他の機関や民間の方々の協力が必要なんだ。
- ③「犯罪の予防活動」 さっき太郎君が言った「社会を明るくする運動」や「中学校との連携」等がそうだね。

## 保護司活動は地域社会と共に

**Q** なるほど、それで、うまくいってるの。

**A** 正直言って、全部が全部、うまくいくわけではないよ。約束を破ったり、再び罪を犯す者もいる。要は本人次第だろうね。ただ、本人が「立ち直り」を決意しても彼らを受け入れる社会が冷たいと、やはり「更生」は難しいのが現実だ。そのためにも、地域の皆さんの理解と協力が必要になるんだ。太郎君にも、そうした機会があったら是非、協力して欲しいなあ。(原島正克)

## 雪虫(ゆきむし)

(飛騨では雪虫が飛び始めました。雪が降るのももう直です。)

飛騨高山の義妹から実物大の雪虫を描いた便りをもらったことがあります。どんな虫なのだろう。

去年11月の中頃、川越公園を散歩していると、白い雪のようなものを身につけた小さな虫が飛んでいるのに気がつきました。手をのばすと簡単に捕まりました。義妹の手紙の中の絵にそっくりです。

近くにいた坊やに、これ雪虫っていうんだよと見せていると、パパとママも寄って来て、「へえ、初めて見た。雪が降るんですか？」と感心して、ありがとうございましたと感心してお礼をいってくれました。知ったかぶって見知らぬ人に声をかけたけど、今はまだ11月、当分雪など降りそうにないと思っていたところ、一週間後に雪が降ったのです。11月にしては珍しい54年ぶりの積雪でした。

(村田照子)



## — 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ —

昭和 24 年戦後の荒廃した中、東京・銀座の商店街の有志が「犯罪者予防更生法」の実施を記念して行ったキャンペーンが「社会を明るくする運動」のきっかけとなりました。今年で 68 回目を迎えます。

ご紹介するのは、2014 年の「社明運動」の際に行われた公開討論会の模様を取り上げた日本更生保護協会の HP『おかえり』を抜粋・要約して編集したものです。

発言者、A：司会（ジャーナリスト）、B：コーディネーター（女優・作家）、C：保護司、D：少年院入所経験のある支援者。

A：政府の調査によると、「犯罪や非行をした人の立ち直りのために協力してもよいか」との質問に、半数の人が「難しい」と答えています。理由は「自分の身に何か起きないか」「接し方がわからない」などです。

B：知人の保護司に、保護司になったきっかけや、活動の内容を聞かせて頂いて「社会を支えている仕事」だということを実感しました。

A：「更生保護は社会を支えている」という考え方がもっと広まればいいですね。

C：保護司活動で大切なことは「朝晩の挨拶から、一歩踏み込んだ近所づきあい」だと思っています。

A：保護司って、「ちょっと口うるさいけど面倒見のよい近所のおじさん、おばさん」って見られていますよね。いくら面倒見がよくても、中には反抗的な態度を見せる人もいるでしょう。そんなときはどう対応していますか。

C：とにかく「辛抱強く」が第一です。焦るとウソが出ます。我慢比べですね。

D：何回裏切っても面会に来てくれた保護司さんや、家族や地域の方々に支えられたから、私は立ち直れたんだと思います。

A：Cさんは「我慢比べ」、Dさんは「関わってくれた人への思い」を話してくれました。共通しているのは「ずっと見守っている」という姿勢を示すことですね。

B：何事も「合理的」に物事を進めがちですが、やはり、人間は「何かがかみ合う、合致する瞬間」があるんですね。そこを見落とさないことが大切です。

D：私は非行を繰り返してきましたが、今は支援する側になれました。悪事を繰り返す子でも「絶対に変わる」と信じています。

C：「本人が気づけ」ば、（立ち直りの）エンジンはサツとかけられますね。

A：二人の話聞かれて、Bさんはどう思われましたか。

B：一番問題なのは「無関心」だと思います。自分とは関係ない話だと割り切ってしまうとそこで思考は停止してしまいます。いろいろな事情があって足を踏み外した人もいずれは社会に戻ってくるわけですから、その人を「自分に置き換えて」見つめなおしてみることが大切だと思います。「おかえり」の言葉が躊躇なく出る世の中になって欲しいと思います。

（久保島久和）

### 休けい室

人生まっすぐ（保護司の独りごと）

今は亡き正直一すじの両親のもと五人兄弟の長男として生まれ、我が家の家訓は、うそをつかない、人に迷惑をかけないと言われてきました。

小学校の恩師「伊藤先生」は、ロビンソンクルーソーの小説を通して、何があってもくじけない、そして希望をもって生きることを教わりました。

また中学校時代は、通学下校時二人にいいじめにあったことがあり、その時今は亡き友人藤森君には毎回助けてもらったことが、今はなつかしい思い出となっています。

社会に出てからも人の出合いが色々ありましたが、人を助けまた助けられ現在があります。65歳の時に保護司の推薦を受け、早十年、少年時代、青年時代また社会人となつての経験が保護司の活動の中で生かされてきました。

現在は妻と二人の家庭ですが、孫二人が元気で小学生、高校生としてがんばっております。

地域では、商店会長を十年、現在は町内会長として五年働かせていただいております。

私が心していることは、来訪した人達に、隣人、友達との付き合いを大切に、「うそをつかない正直者であれ」と、社会人としての生き方を指導させていただいております。保護司活動を我が人生の集大成として、これからは更生保護活動をがんばってまいります。

（川合 清丸）



支部だより

埼玉県マスコット「コバトン」



# わがまちの社明運動

## 川越支部 「社明運動は7月が強化月間」

川越支部は7月開催の川越百万灯夏祭りに、連携する推進委員会の皆さんと同道し、沢山の行き交う人びとに団扇を配り、社明運動の認知・理解の拡大を訴えるべく活動を展開しています。この活動前には、支部の理事が市内の全小中学校に出向き、参考資料を添え管理職の方と面談し、夏休みに児童・生徒達が作文で社明運動に参加するよう啓発、指導の依頼をしてきました。

焼け付く猛暑の中で展開した割に、市民の反応が物足りません。また、学校関係者へ社明運動の更なる浸透を促す必要もあるとの声を、今後に生かす道が求められています。  
(吉澤憲治)

## 鶴ヶ島支部 「鶴ヶ島市での社明運動の取り組み」

他の市と同様、鶴ヶ島市でも全国的運動と合わせ庁舎へ懸垂幕掲示と、保護司14名が手分けして市内中・高6校へのリーフレット配布、ポスター掲示の依頼に出向きました。たまたま当保護司の出向いた中学校では、創立70周年を控え式典への準備中、ご一緒したK保護司が同校OBで、校長先生からの創立当時の応援歌についての問いかけに早速応える事ができ大変喜ばれました。社明運動へのPRと合わせ、中学校との結びつきをより一層進めたものとなりました。

何か起きてからでは無く、日頃からの結びつきを強く感じた今年の取り組みでした。  
(萩原幸子)

## 富士見支部 「社会を明るくする運動」

本市では、社会を明るくする運動の推進にあたり、強調月間には市内3ヶ所の駅頭に於いて、更生保護女性会の方々と共に啓発活動を実施。市内中学校の生徒を対象に埼玉県警察の協力のもと非行防止教室の講演を毎年2校ずつ実施しております。又、中学校とサポート連絡会を開催し学校との連携を密に図り、犯罪や非行の芽を摘み取る取り組みをしています。

犯罪の低年齢化が目につく昨今、未来ある子ども達を守るため努力を惜しまず活動してまいりたいと思います。  
(深野好美)

## ふじみ野支部 「駅頭キャンペーンと中学校へ出前授業」

7月の強化月間における駅頭キャンペーンは、上福岡駅とふじみ野駅の2駅に市長を先頭に、保護司、青少年育成市民会議、薬物乱用防止指導員協議会、更生保護女性会、民生委員・児童委員等が「社会を明るくする運動」のタスキを掛け、道行く人たちにリーフレットやキャンペーングッズ等の啓発物を配布しています。

また、2月～3月に市内中学校の卒業式に合わせて、出前授業を行っています。支部保護司が分担を決め中学校6校に出向き、卒業生に保護司の仕事の説明した上で、保護司が卒業生に贈る言葉を述べて門出を祝っております。  
(大谷英二)

## 坂戸支部 「坂戸においての社明運動の取り組み」

当支部におきましては、社明運動の一環といたしまして、埼玉県教育委員会が実施しました「非行防止強化月間」を運動の一つの推進項目に掲げました。7つの中学校と連携し、生徒を対象としての非行防止に関しお役に立てればということから、保護司を学校ごとに指定し訪問しました。そこで校長先生はもとより生活指導の先生等と懇談し、情報の交換をしました。何らかの問題があればアドバイスをと考えて臨みましたが、幸い問題を抱えた学校は皆無でした。今後も社明運動の意味するところを再認識し、創意工夫によって、より効果の上がるような運動を目指していきたいと思えます。  
(円谷康平)

## 「刑務所」と「社会」の連携強化!!

「薬物事犯」と「刑の一部執行猶予制度」

これまでは、「刑期の全部」を刑務所で過ごす「実刑」か、社会生活を送りながら一定期間経過したら「刑を免除」される「執行猶予」の二つしか選択肢がありませんでしたが、これは、刑務所に入る期間と執行猶予を受ける期間の両方が予め決まるといえるのです。平成28年6月に施行されました覚せい剤などの薬物事犯の「再犯防止」が主な目的です。

薬物犯罪者のほとんどは「薬物依存症」という病気にかかっています。心の弱さからくる「中毒症」です。この厄介な病気を治すためには、刑務所の中だけでは効果的な治療は期待できない、社会との積極的な連携が大切、という考えの下で生まれた制度です。

この刑を受けるには次のような条件があります。  
① 3年以下の懲役・禁固刑であること。

② 以前に刑務所へ入ったことがないこと。

③ 「薬物依存症」と認められること。

そして、この刑はこんな形で言い渡されます。  
「懲役2年とする。但し、1年6か月間を実刑

とし、残りの6か月間の執行を2年間猶予する。」  
執行猶予期間中は必ず「保護観察」に付されま

す。このとき、必要に応じて専門家のカウンセリングを受けることもできます。更生プログラムに沿った「ボランティア活動」なども課せられます。

覚せい剤事犯の場合、5年以内に半数の者が刑務所へ再入所(平成25年度犯罪白書)という我が国の薬物汚染の実情です。効果のほどが期待されます。  
(野村 茂)

川越地区保護司会活動報告

- 専門部会
- ・総務部会 三回開催
- ・研修部会 三回開催
- ・犯罪予防活動部会 四回開催
- ・更生援助活動部会 三回開催
- ・広報部会 六回開催

昨年度の各部会・自主研修テーマ

(施設参観研修を除く)

- 川越支部
- 「協力雇用主について」
- 坂戸・鶴ヶ島支部合同
- 「刑の一部執行猶予制度」
- 富士見・ふじみ野支部合同
- 「薬物依存の現状について」

平成28年度表彰者

法務大臣表彰 小川 茂 熊谷 ほ の

平成29年度 事業計画

- 5月 第1期統一研修会・総会
- 7月 第67回社会を明るくする運動
- 9月 第2期統一研修会
- 10月 施設参観研修
- 11月 第64回埼玉県更生保護大会 第3期統一研修会
- 1月 第4期統一研修会・新年会

平成28年度 保護司の異動

| 退任           | 就任           |
|--------------|--------------|
| 五十嵐正明 (ふじみ野) | 星 光照 (川越)    |
| 久保島正治 (川越)   | 出井 隆志 (富士見)  |
| 對崎奈美子 (川越)   | 杜多 堯慶 (富士見)  |
|              | 奥村 敬一 (富士見)  |
|              | 仲野 雅巳 (ふじみ野) |
|              | 八子 朋弘 (富士見)  |
|              | 伊藤 早苗 (鶴ヶ島)  |
|              | 川合 清丸 (坂戸)   |
|              | 川合 清丸 (坂戸)   |
|              | 岸田 喜好 (鶴ヶ島)  |
|              | 加藤 節子 (川越)   |
|              | 大久保博康 (富士見)  |
|              | 有山茂三郎 (川越)   |
|              | 有山茂三郎 (川越)   |
|              | 以上5月24日付     |
|              | 以上3月31日付     |
|              | 以上5月25日付     |
|              | 以上11月30日付    |

編集後記

◆「くらくら」第6号をお届けします。

◆平成24年5月15日に第1号を発行するに当たり、編集会議を何度も開催して、「主題を三号で一巡させて繰り返す」という編集方針を決めました。これからはその時々々の世相に合った記事も掲載していこうと考えています。

◆今回は、新法紹介を兼ねて、「刑の執行猶予制度」を取り上げました。また、中学生から年配者まで幅広い世代の方々に読み取っていただくため、「随筆」雪虫」を掲載させていただきました。今回の記事は、文章を極力平易な言葉に置きかえるよう執筆者に心掛けていただきました。

◆さて、平成29年2月10日の朝刊に保護司として気になるニュースが発表されました。それは、「金田勝年法相は9日、少年法の適用年齢(現行20歳未満)を18歳未満に引き下げること」(毎日新聞)

下記の問題については、それぞれの相談窓口へ

◆「STOP!いじめ」に関する相談は一人で悩まず相談しましょう  
**よい子の電話教育相談**  
 子供専用 (18歳以下) **0120-86-3192** へ  
ハローさいのくに  
 保護者専用 **048-556-0874** へ  
おはなし

◆「非行防止」に関する相談は**非行防止相談室**＝鑑別所で心理職の職員が担当。子育てに悩む親や教師、少年自身などの相談を一般向けに受け付けています。相談や来所の予約は、  
 さいたま少年鑑別所 **048-862-2051** へ  
 全国共通相談ダイヤル **0570-085-085** へ

◆「違法薬物？」に関する相談は  
 ホワイトテレホンコーナー **048-822-4970** へ  
 ヤングテレホンコーナー **048-861-1152** へ

◆「薬物問題に悩むご家族の方々」は**NPO法人 埼玉ダルク家族会**  
**048-823-3460** へ

◆「警察」への相談は、110番ではなく**「#9110」**へ  
 相談専用電話は **048-822-9110** へ

広報委員

- |            |            |            |            |              |             |            |             |             |             |              |             |
|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 守屋 裕子 (川越) | 村田 照子 (川越) | 原島 正克 (坂戸) | 川合 清丸 (坂戸) | 久保島 久和 (鶴ヶ島) | 萩原 幸子 (鶴ヶ島) | 関 健二 (富士見) | 酒本 三郎 (富士見) | 本橋 義明 (富士見) | 星野 奈子 (富士見) | 大谷 英二 (ふじみ野) | 野村 茂 (ふじみ野) |
| 会計 副部会長    | 部会長        |            |            |              |             |            |             |             |             |              |             |

朝刊一面から抜粋)等について、法制審議会(法相の諮問機関)に諮問したという記事です。

◆少年法の適用年齢が18歳未満になると、18歳、19歳が保護処分(保護観察や少年院送致など)の対象から外れ、今の成人と同様の刑事手続きで扱われることとなります。

◆答申までは少なくとも1年以上かかる見通しですが、しっかり議論していただきたいものです。そもそも少年法の理念は、「処罰よりも健全な育成や立ち直り(更生)を目的とした保護処分、つまり矯正教育」だった筈です。「少年犯罪の抑止につながる」という適用年齢引き下げに賛成する意見や、「立直る機会が減り、再犯や再非行の増加が懸念される」という反対の意見も上がっています。読者の皆様はどのようにお考えでしょうか? 今後の法制審議会の推移を見守りたいと思います。(大谷英二)